

覚 書

株式会社〇〇〇〇（以下、「甲」という）と、富士テクノロジー株式会社（以下、「乙」という）は、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付で締結した「人材紹介に関する基本契約書」に基づく紹介手数料に関して、以下の通り合意、確認する。

1. 甲の採用する乙の紹介者（以下、「採用決定者」）及び採用日は次の通りとする。
 - (1) 氏 名 〇〇 〇〇
 - (2) 採用日 〇〇〇〇年〇〇年〇〇日
2. 甲が乙に支払うべき紹介手数料は、〇〇〇,〇〇〇円（税別）とする。
3. 紹介手数料は、甲が採用決定者を雇用した日に発生するものとする。
4. 甲は、採用決定者を雇用した日の翌月末日までに、紹介手数料に消費税を加算した金額を、乙の指定する金融機関口座へ振り込みにより支払うものとする。
5. 甲に入社した採用決定者が、次の期間内に本人都合により退職した場合は、乙は、次の基準で第2項により支払われた手数料を甲に返還することとする。
 - (1) 1ヶ月以内 80%
 - (2) 1ヶ月を超え3ヶ月以内 50%
 - (3) 3ヶ月を超え6か月以内 10%
6. 本覚書に定めのない事項および解釈に疑義を生じた場合は、甲乙誠意をもって協議し、円満に解決するための努力をするものとする。

本覚書の成立を証するため本書を2通作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有するものとする。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

(甲)

(乙)

静岡県静岡市駿河区南町18番1号
富士テクノロジー株式会社
代表取締役 野木 秀明

有料職業紹介事業許可番号 22-ユ-300779

富士テクノロジー株式会社
大垣オフィス
許可番号/22-ユ-300779

返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社後3ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約書終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- | | |
|------------------------------|-----|
| (1) 入社後1ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 | 50% |
| (2) 入社後1ヶ月超3ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 | 30% |

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用されません。

富士テクノロジー株式会社

津オフィス

許可番号/22-ユ-300779

返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社後3ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約書終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- | | |
|------------------------------|-----|
| (1) 入社後1ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 | 50% |
| (2) 入社後1ヶ月超3ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 | 30% |

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用されません。